

平成26年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第224回定例会 12月24日開会

12月24日閉会

第224回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成26年12月24日（水曜日）

出席議員(17名)

|           |            |
|-----------|------------|
| 2番 佐藤英雄君  | 3番 佐藤正友君   |
| 4番 谷津睦夫君  | 5番 佐藤長成君   |
| 6番 馬場勝彦君  | 7番 高橋茂美君   |
| 8番 管原研治君  | 9番 秋山昇君    |
| 10番 佐藤貴久君 | 11番 斎藤万之丞君 |
| 12番 吉野敏明君 | 13番 加藤克明君  |
| 14番 舟山彰君  | 15番 大浪俊憲君  |
| 16番 大宮博吉君 | 17番 海川正則君  |
| 18番 佐藤吉市君 |            |

欠席議員(1名)

1番 保科惣一郎君

説明のため出席した者

|              |               |
|--------------|---------------|
| 理事長 風間康静君    | 理事長職務代理者 滝口茂君 |
| 角田市副市長 小野隆男君 | 理事 村上英人君      |
| 理事 小関幸一君     | 理事 伊勢敏君       |
| 理事 佐藤英雄君     | 理事 小山修作君      |
| 理事 保科郷雄君     | 助役 岩間利裕君      |
| 教育長 佐藤隆夫君    | 監査委員 佐藤長壽郎君   |
| 会計管理者 佐藤克也君  | 総務課長 阿部和之君    |
| 企画財政課長 水戸卓司君 | 滞納整理課長 木村洋君   |
| 介護保険課長 加藤雅章君 | 業務課長 加藤弘一君    |
| 消防長 宍戸克美君    | 次長 佐藤義信君      |
| 管理課長 村上雅浩君   | 予防課長 大庭喜生君    |
| 指令課長 松井栄紀君   | 教育次長 水戸雅彦君    |
| 業務課長補佐 阿部直樹君 |               |

事務局職員出席者

事務局長 佐藤正俊君 書記 佐藤盛一君

## 議事日程

平成26年12月24日(水) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 第22号議案 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第 6 第23号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 第24号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 第25号議案 平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)  
第26号議案 平成26年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第2号)

午前11時3分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

一般質問

第 2 2 号議案 損害賠償の額の決定及び和解について

第 2 3 号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 2 4 号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 2 5 号議案 平成 2 6 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 2 号）

第 2 6 号議案 平成 2 6 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第 2 号）

午前10時 開会

○議長（海川正則君） おはようございます。

開会に先立ちまして、御紹介を申し上げます。

去る12月16日に丸森町長選挙が告示されました。その結果、保科郷雄君が無投票で当選され、1月14日付けで引き続き当組合の理事に御就任されることになりました。

この際、保科理事より御登壇の上、御挨拶を頂きたいと思っております。保科理事。

〔理事 保科郷雄君 登壇〕

○理事（保科郷雄君） 皆さん、おはようございます。大変、あの定例会というふうなことで、貴重な時間を頂きまして挨拶をする機会を頂きましたので、一言御挨拶を申し上げます。今回の丸森町の町長選につきましては、町民の多くの皆様方、そしてまた、仙南広域の理事の皆様、そして議員の皆様方、多くの御支援がありまして再選というふうなことになりました。心から皆様方の御支援に対しまして感謝と御礼を申し上げたいというふうに思います。ありがとうございます。元より浅学非才であります。しかしながら、丸森町発展のために、そして仙南地域発展のために精一杯の努力をする覚悟でございますので、今後共皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（海川正則君） これより、第224回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めています。

本日の会議に、1番保科惣一郎君から欠席の届け出があります。

只今の出席議員は17名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお配りしておりました議事日程をもって進めて参ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（海川正則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、5番佐藤長成君、10番佐藤貴久君の両名を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（海川正則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海川正則君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

日程第3 諸報告

○議長（海川正則君） 日程第3、諸報告を行います。

監査委員からの監査結果の報告がありました。その写しはお手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。

皆さんおはようございます。本日ここに、第224回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私共に御多忙中のところ御出席を頂き、提出案件の御審議を煩わすことが出来ますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、行政報告といたしましては、初めに柴田斎苑に係る事故についてであります。

本年10月18日午前10時頃、柴田斎苑の煙突から排出された灰が、株式会社フローラの霊柩車の屋根に落下し、一部損傷を与えたものであります。本件事故の要因といたしましては、柴田斎苑は自然排気方式の施設であり、事故当日3件目の火葬ということもあり、煙道及び煙突が高温となり、煙突の引く力が強くなっていたことから棺や副葬品が完全燃焼する前に灰が排出されたことによるものと考えております。この事故の発生後、直ちに恒久対策といたしまして火葬の運転方法の見直しを図ると共に、ばいじんが発生する部分には、ばいじん除去用のフィルターを新たに設置し、改善を行っております。現在、ばいじんの発生が無いことを確認したところであります。

この事故を踏まえ、従事職員共々、火葬運転状況を随時確認し、万全を期して施設の運転を行っていく所存であります。また、この事故に伴う和解について、本議会定例会に議案の提案をしておりますので、よろしくお取り計らい願いたいと思っております。

次に、元消防職員の懲戒免職処分に係る不服申立に関する経過についてであります。

これまでの経過につきましては、既に御報告しているところでありますが、本年11月13日に口頭審理に向けた準備手続きが行われたところであります。この準備手続きでは、本事案の争点の整理及び確認が行われ、申立人である元消防職員が住居侵入並びに強姦をしたか、組合が行った懲戒免職処分の手続きは適正に行われたかについての審理であることを確認しております。

また、証人申請の審議が行われ、処分当時管理課長の職にあった●●●●●●●●が組合側の証人として認められております。来年1月23日に非公開で開催される口頭審理で

は、証人に対する証人尋問及び反対尋問が行われることとなっておりますので、組合側の主張を述べて参りたいと考えております。

次に、組合消防吏員綱紀肅正推進委員会の設置についてであります。本委員会は、消防職員の不祥事が相次いだことから、地方公務員としての倫理観の向上を図ると共に、職員による非違行為の防止を継続的に図ることを目的とし設置したものであります。今後、本委員会において、不祥事に関わると思われる問題点や課題等を検討し、職員による不祥事の再発防止と信頼回復に努めて参ります。

次に、水槽付消防ポンプ自動車の更新配備についてであります。消防車両の更新につきましては、消防車両の整備計画に基づき、順次更新配備を進めているところであります。白石消防署に配備しておりました水槽付消防ポンプ自動車は、取得後、既に16年が経過し、老朽化が著しいことから更新を図り、本年10月29日から運用を開始したところであります。

次に、救急救命士の処置拡大についてであります。救急救命士法施行規則の改正により、救急救命士が行える処置として新たに二つの行為が認められ、当消防本部においても本年12月1日から運用を開始したところであります。今回の処置拡大により、これまで心肺停止の傷病者に限られていた静脈路確保及び輸液が心肺停止前の重度傷病者に行えることとなった他、血糖測定及び低血糖傷病者へのブドウ糖投与が認められております。これにより、ショック状態に陥っている傷病者への早期の点滴実施が可能となったほか、低血糖傷病者へのブドウ糖投与により早期に意識回復の改善が図られるものでございます。

なお、処置拡大に伴い救命士は一定の追加講習を受ける必要があることから、今後4年間で全ての救命士に受講させ、圏域住民の救命率向上に努めて参りたいと考えております。

次に、角田市の●●氏が原告となり当組合に対して損害賠償を請求する裁判の経過についてであります。去る12月10日、第10回目の口頭弁論が行われております。今回の裁判では、組合の主張を書面にまとめ、反論書を提出しております。反論の内容としましては、角田市毛萱字丸森地内の土地の売買契約が成立していない以上、履行利益の損害を請求する余地はない。転売機会の喪失による利益の損害を求めるのであればそれを証明せよ。適正な維持管理を放棄した結果、その荒れ果てた土地の評価額をもって損害に結び付ける証拠にはなり得ない旨の反論を行っております。これに対し原告側は、転売機会の喪失を証明することは難しく、土地の売買を長期間拘束されたことにより土地の評価が下がったという物の毀損の問題として次回まで書面を提出することとしております。次回の口頭弁論は、来年2月25日に予定されておりますので、引き続き裁判の場で組合の主張を述べて参ります。

最後に、(仮称)仙南クリーンセンター整備運営事業についてであります。本事業の



進捗状況につきましては、先の議会定例会においても報告しておりますが、現在、土木工事の進捗率は約43パーセントとなっており、建築工事につきましては建築確認済証が12月15日に交付され、来年から本格的に着手することとなります。また、明日25日には建設現場におきまして、安全祈願祭を執り行いますので、年末のお忙しい時期ではありませんが、議員各位の御列席を賜ります様よろしくお願い申し上げます。今後も（仮称）仙南クリーンセンターの進捗状況につきましては、機会ある毎に報告したいと考えておりますので、議員各位の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。以上、御報告を申し上げます。

---

#### 日程第4 一般質問

○議長（海川正則君） 日程第4、一般質問を行います。

本定例会における一般質問の通告は2名であります。通告順に発言を許します。12番、吉野敏明君の登壇発言を許します。12番。

○12番（吉野敏明君） はい。只今、議長のお許しを得ましたので、12番吉野敏明であります。仙南芸術文化センターの今後の考え方について、一般質問させて頂きたいと思っております。

仙南芸術文化センターは、宮城県が仙南圏域活性化プロジェクト中核施設として建設し、開館してまもなく20年目を迎えようとしています。そのような状況の中で、第223回議会定例会の際に教育委員会から報告のあった、平成25年度の教育に関する事務の点検評価報告に、仙南芸術文化センターは既に3町以外でもサービスを受けているのだから、3町以外の市町からも負担を貰わないといけないと思うと評価されたのに対して、教育委員会としては、仙南2市7町との連携を更に深め、財源の確保についても理解と協力をお願いしていくとのことでした。

そこでお伺いしますが、益々老朽化が進んで行く中で3町だけで負担していくのものがなものと考えますが、今後どのようにして理解と協力を求めていく考えなのかをお伺いいたします。以上、一般質問とさせていただきます。

○議長（海川正則君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤隆夫君） はい。吉野議員の御質問にお答えいたします。

仙南芸術文化センターは、宮城県の広域圏活性化プロジェクト推進モデル事業の中核施設として建設され、18年を経過しようとしているところであります。施設の設置場所や費用負担の問題、管理運営方法等につきましては、平成2年度から平成6年度にかけて理事会において十分協議調整され、現在の組合規約に定められているとおり、大河原町、村田町及び柴田町の3町から御負担頂く内容で規定されているところであります。

さて、吉野議員の御質問の教育委員会としては、仙南2市7町との連携を更に深め、財源の確保についても理解と協力をお願いしていくとの評価委員からの意見に対する対

応についてであります。この対応につきましては、音楽や演劇等のアウトリーチ事業についてのものであります。平成 25 年度において、アウトリーチ事業は圏域内各所において 87 回実施し、3,427 人に優れた文化芸術を届けることができました。お陰様をもちまして、学校、福祉施設その他さまざまな施設から御好評を頂いております。このことから実施にあたりましては、教育委員会を中心として、2市7町の各種施設と連携し協力して頂くことが不可欠ですので、更に連携を密にしていきたいと考えております。

また、アウトリーチ事業に係る財源の確保については、事業費の約 8 割が文化庁他からの補助金、助成金収入となっていることから、現在御負担を頂いている大河原町、村田町及び柴田町の 3 町に更なる理解と御協力をお願いしていきたいと考えております。

○12 番(吉野敏明君) 議長。

○議長(海川正則君) 12 番、吉野敏明君、再質問を許します。

○12 番(吉野敏明君) はい。御答弁ありがとうございました。只今の答弁によりますと、評価者の既に 3 町だけの問題ではなく、現にサービスを行っているのだから 3 町以外の市町からも負担を貰わなければならないと思うという意見は、アウトリーチ事業を指しての意見だったということで教育委員会は認識しているのかどうか、もう 1 回確認させて頂きたいと思います。私としては、その出した答えとその答弁が違うのではないかなと感じているところであります。純粹にこの評価を見る限り、芸術文化センターの事業に対して各市町からも負担を貰わなければならないと評価していると判断出来ると思いますが、この評価はあくまでもアウトリーチ事業を指しているという判断だったのでしょうか。

また、教育委員会の財源の確保についても理解と協力をお願いしていくとあるのは、この柴田、大河原、村田の 3 町に対してお願いしていくという考えなのかどうか、そのところを再度確認させて頂きたいと思います。

○教育長(佐藤隆夫君) 議長。

○議長(海川正則君) はい。佐藤教育長。

○教育長(佐藤隆夫君) お答えいたします。

アウトリーチ事業に関してのですね、評価について、評価委員から回答頂いたというふうに受け止めております。それから、評価委員につきましてはですね、今後共この評価を受けまして、3 町の御負担の下にですね、この事業を推進していくというような考えでおります。

あと、議員さんのその後半の方の問題でございましょうか。その、これからの大改修、老朽化に関する質問につきましてはですね、そのことをおっしゃっていると思うんですが、このことにつきましてはですね、以下のように教育委員会としては考えているところです。仙南芸術文化センターはですね、建設から間もなく 20 年を迎えております。大規模改修の時期となってきております。改修計画の費用負担につきましては、教育委員

会にて作成した事業計画、計画概要について、管理運営費を御負担頂いている大河原町、村田町及び柴田町の3町に対して、改修計画、年次計画等についてお示しし、種々御協議頂き、進めさせて頂きたいと考えております。3町以外の市町に対して負担を求めることは、建設時の協議調整経過もございまして、現時点では組合規約の変更が必要となりますことから、大変難しいものと教育委員会としては考えております。

○12番（吉野敏明君） 議長。

○議長（海川正則君） 12番、吉野敏明君の再々質問を許します。

○12番（吉野敏明君） はい。ありがとうございます。私としてはやはり、どうしてもこの有識者による意見、評価を見る限り、そのアウトリーチ事業に限ってそういった意見をしているとは、私はどうしても読み取れないんですね。まあでも、教育委員会がそういった御判断であれば、やぶさかではないと思うんですが、ただあの、平成25年度の施設の利用割合を見ましても、3町、柴田、大河原、村田の3町の利用割合は、約55パーセント位となっております。これを見ても分かるとおりの仙南芸術文化センターは、この3町だけの建物、施設ではないということは分かって頂けるかと思えます。また、今、教育長がおっしゃったとおり、建設当時の色んな背景もあって難しい問題ではあると思いますが、建設から約20年が経過しようとして増々老朽化していくというのは、間違いのない事実だと思います。是非ですね、評価者の意見を真摯に、充分に考慮して頂いて、今後どのようにしていくのか検討して頂くようお願いいたしまして質問とさせていただきます。終わります。

○議長（海川正則君） 以上で12番、吉野敏明君の一般質問を終わります。

次に2番、佐藤英雄君の登壇発言を許します。2番、佐藤英雄君。

○2番（佐藤英雄君） はい、議長。

2番、佐藤英雄です。早速質問に入らせて頂きます。

平成25年度の決算から見た視聴覚教材センターの事業についてお尋ねします。

教育委員会から毎年、事務の管理及び執行の状況について自己点検や評価を行い、その結果を議会に報告頂いております。決算の資料でも分かるように、視聴覚教材センターの利活用が思うように成果が出ていないのではないかと感じております。事業の評価を頂いた上で努力されているとは思いますが、本当に利用者の皆さんが望んでいるのかと思われる事業もあるように思います。そこで以下の3点について伺います。

一つ目、平成25年度の16ミリ映写機の利用について、圏域内の学校教育では1件、社会教育では9件ありますが、この利用回数をどのように受け止めているのか伺います。

二点目、平成25年度の16ミリ操作技術講習会の圏域内での受講者は5名であります。このことをどのように受け止めているのか伺います。

三点目、16ミリ映画フィルムの平成25年度実績では圏域内の学校教育での利用は30本、社会教育では152本であります。平成22年に評価した際の実績と比較すると214本

も減少しています。また、平成 24 年度に評価者が課題として、現場訪問事業を通じて利用促進を図るべきと掲げられておりましたが、平成 24 年度実績と平成 25 年度実績と比較いたしますと 67 本の利用が減少しています。このような中で、平成 25 年度において 24 年度の評価者の指摘を受けて現場訪問されていると思いますが、あまり効果が出ているようには思えません。何団体を訪問されているのかお尋ねします。また、具体的にどのような現場訪問をされているのかをお伺いします。以上です。

○議長（海川正則君） 佐藤教育長の答弁を求めます。佐藤教育長。

○教育長（佐藤隆夫君） はい。佐藤英雄議員の御質問にお答えいたします。

1 点目の 16 ミリ映写機の利用についてでございますが、まず現状として、視聴覚教材の利用については、DVD 教材に大きく移行している状況にあります。そのような中で、佐藤議員御指摘のとおり、平成 25 年度の 16 ミリ映写機の貸出件数は合計 10 件となっております。これは視聴覚教材センター保有の 1 台の映写機の貸出件数であり、16 ミリ映写機を所有していない学校、その他の施設に貸し出しを行っているものであります。16 ミリ映写機については、既に製造されておらず、部品の供給も終了していることから、修理が不能となれば貸し出しを停止せざるを得ないこととなりますが、利用者がおられる限り貸出サービスを継続していかなければならないものと考えております。

次に、2 点目の 16 ミリ操作技術講習会の受講者数についての御質問であります。受講者は年々減少しており、佐藤議員御指摘のとおり、昨年度の受講者は 5 名となっております。視聴覚教材センターの 16 ミリフィルムを利用するには、視聴覚教材センター教材貸出規則により、16 ミリ操作技術講習会を受講し、操作技術の認定を受けて頂く必要があります。平成 25 年度の 16 ミリフィルムの利用回数は、学校、社会教育合わせて 182 回、9,784 名の方々に利用頂いております。特に、幼稚園、保育所、児童館等においては、部屋を暗くして大勢で大画面の映像を見ることで、集中して鑑賞することができ、子どもたちに対して公共の場でのマナーやルールを覚えさせ、集中力を高めさせる等の教育効果もあると言われており、継続的、定期的に利用して頂いております。

このようなことから、16 ミリ操作技術講習会につきましても、新人の保育士、教諭の方々が毎年受講されている状況にありますので、継続していきたいと考えております。

3 点目の現場訪問事業に関する御質問ですが、平成 25 年度の現場訪問は公民館、保育所、幼稚園等 74 団体に対し行っております。その内訳としましては、多い所で角田市 19 団体、蔵王町 8 団体、大河原町 11 団体、柴田町 9 団体、丸森町 14 団体、その他 1 市 3 町で 13 団体となっております。

次に、訪問事業の内容でございますが、視聴覚教材センターの事業紹介と教材及び機材の貸出方法の説明、特にインターネットで手軽に利用申し込みできる、らいむ・ネットの新規利用登録と利用登録者の利用促進、更に視聴覚教材の購入希望作品や現在実施している事業への要望等について、さまざまな聞き取りを行うという内容であります。

さて、現場訪問の結果が16ミリフィルムの利用に結び付いていないのではないかとの御指摘ですが、現場訪問事業では、16ミリフィルムの利用促進に重点を置いて広報告知しているものではなく、視聴覚教材センターの事業全般についての広報告知を行っているものであります。16ミリフィルムの利用は年々減少傾向の一途をたどっている状況ではありますが、DVD教材の利用に関しましては、平成24年度と平成25年度を比較しますと利用回数で288回、利用人数で6,293名増えており、現場訪問の成果であると考えております。今後、16ミリフィルムにつきましては、貸し出しを継続しながら、需要の高いDVD教材、プロジェクターの貸し出しの利用促進に力を入れ、教材及び機材を充実させながら、現場訪問を含め、広報告知を推進していきたいと考えております。

○2番（佐藤英雄君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 2番、佐藤英雄君の再質問を許します。

○2番（佐藤英雄君） はい。只今、現場訪問では別に16ミリだけ借りてくださいという事業じゃなくて、全般的に告知しているということで、確かに今はDVDやプロジェクターが進んできて、16ミリは減ってきているのは当たり前だと思うんですね。ただ貴重ではあるということは分かります。ただ16ミリ映写機を借りる人は、ある程度決まっている人達ではないかと思うんですね。そういう団体等に委託するようなことはできないのか。広域で扱うのではなくてね。そういう団体にその機材を貸し出しとか何かをして貰うような団体はいないのかどうか、ちょっとそれをお尋ねしたいと思います。

○教育長（佐藤隆夫君） 議長。

○議長（海川正則君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤隆夫君） 只今の御質問でございますけれども、この団体をですね、他に求めるということ。それは教育委員会としては考えておりません。と申しますのは、現在保有している機材も1台だけなんです。これが、部品が一つでも壊れると、もう使用不可能となるわけでございます。ですから大事に、大事に使って、今あるフィルムをですね、なるべく長く視聴して頂くということを考えております。

それから各市町、学校とかですね、社会教育関係の方で保有している台数もございませぬから、それも大事に使って頂きまして、管内にある数十台のですね、機材を一つでも長く使って頂きまして、そしてそれが、もし故障して駄目になればもう使用不可能ということで16ミリフィルムの今までの映像が非常に、まあ保管するということになります。以上でございます。

○2番（佐藤英雄君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 2番、佐藤英雄君の再々質問を許します。

○2番（佐藤英雄君） はい。教育長としては、それ以上は言えないと言いますか、これは理事者もいるところでお話ししている訳ですが、やはり事業仕訳ではないんです、やはりあの、もう少しそういう利用価値の、まあ貴重であっても利用価値は少ない訳で

すよね。そういうところを何か別の組織において、もっと教育委員会をもっと別な、余裕を持って仕事ができるような形でね、行ければいいんじゃないかと思います。ここでは理事者に質問できないので教育長に最後、一つだけ感想を聞かせて頂きたいと思います。

○議長（海川正則君） はい、佐藤教育長。答弁を求めます。

○教育長（佐藤隆夫君） お答えいたします。DVD教材はですね、非常に今、増えておりまして、16ミリフィルムと入れ替わっている時期なんでございます。ですから16ミリフィルムで交通安全指導とかそういう色々な映像がございますけど、これをDVDで買い替えているところなんでございます。ですから全部が、全てがそういうふう買い替えるわけにはいきませんが、これにつきましてはDVDが主流になってくるということで、議員がおっしゃるとおりでございます。このDVDとプロジェクター、そういうものをこれからですね、充実していくということを考えております。

それから今、文部科学省ではICT教育というのを非常に重視してございまして、コンピュータとインターネットと、そして授業と。そういうものをつなげたですね、そういう教材も非常にこの、重視しているところでございます。これにつきましてはですね、視聴覚教材センターとしましては、一つ先導的な役割を果たしつつもですね、この主体になるのは市町村教育委員会でございますので、その辺との連携も取りながら進めていく覚悟でございます。

○議長（海川正則君） 以上で2番、佐藤英雄君の一般質問を終わります。

これをもって、今定例会における一般質問を終結いたします。

---

#### 日程第5 第22号議案 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（海川正則君） 日程第5、第22号議案、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。第22号議案、損害賠償の額の決定及び和解について提案理由の御説明を申し上げます。

本年10月18日、柴田斎苑敷地内で発生した事故に係る損害賠償の額の決定と和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 続いて詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） はい。第22号議案、損害賠償の額の決定及び和解につきまして、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

まず、3番の事故の概要ですが、本年10月18日に柴田斎苑敷地内で発生した事故であります。事故の状況ですが、参考資料の1ページ御覧頂きたいと思います。

柴田斎苑の煙突から排出された灰が相手方の霊柩車に降り落ち、運転席上部の合皮製の屋根の一部を直径約3cm程度焦がしたものでございます。議案書にお戻り頂きまして、和解の相手方ですが、株式会社フローラメモリアルホール桜、●●●●●●●●●●氏。和解の要旨ですが、本件事故による損害賠償の額を37万8,000円とし、組合が相手方に当該賠償金を支払うこと。この支払いをもって損害賠償の問題は一切解決済みとし、今後一切の異議、請求の申し立てをしないとするものです。

なお、損害賠償の額の37万8,000円につきましては、霊柩車の合皮製屋根の張り替えに係る修繕代となっております。

また、相手方と取り交わす示談書案につきましては、参考資料の2ページのとおりとなっております。以上で、詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第22号議案、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 第23号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（海川正則君） 日程第6、第23号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。第23号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

人事院は去る8月7日、一般職の国家公務員の給与改定に関する勧告を国会及び内閣に対して行いました。構成市町におきましても、人事院勧告に準じ、職員の給料月額を平均0.3パーセント、勤勉手当を0.15か月、それぞれ引き上げる給与条例の一部改正を行っており、当組合においても同様の改正を行うものであります。

なお、給料表の改定は本年4月1日から、勤勉手当の改定は本年12月1日からそれぞれ

れ適用する条例の改正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 続いて詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） はい。第23号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

今回の条例改正は、理事長の提案理由にありますとおり、大きく2点の改定となっております。

1点目が給料表の改定です。職員の給料について若年層に重点を置き、平均0.3パーセント引き上げるため、行政職給料表である別表第一及び消防職給料表である別表第二を改定いたしております。人事院の勧告に基づいた給料表の改定です。改正後の給料表につきましては、議案書の3ページから8ページのとおりでございます。

次に2点目が期末勤勉手当、いわゆるボーナスの改定でございます。勤務成績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分し引き上げを行うものでございます。参考資料の3ページ御覧頂きたいと思っております。新旧対照表の第21条第2項第1号のアンダーライン部分を御覧頂きたいと思っております。一般職員にあたる再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月数を100分の67.5から100分の82.5に改め、0.15か月引き上げるものでございます。

これによりまして、本年度の期末勤勉手当の年間の支給割合を3.95か月から4.10か月に改定するものでございます。

続きまして同項第2号の改正が、再任用職員の勤勉手当の改定となっております。100分の32.5を100分の37.5に改め、0.05か月分の引き上げを行うものでございます。

これらに併せまして、第8条の2及び附則第12項の条文の整備を行っております。

なお、国の人事院勧告に基づく通勤手当の改正につきましては、組合におきましては宮城県に準じて定めておりますので、県の改正を待って、来年2月の議会への提案を考えております。以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第23号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は起



立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 第24号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（海川正則君） 日程第7、第24号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。第24号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

・国は人事院勧告を受け、指定職を含む一般職の給与法を改正したことに併せ、特別職の給与法についても一般職に準じ改正を行っております。このことから構成市町の状況を踏まえ、組合助役の期末手当について一部改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、12月に支給する助役の期末手当の割合を100分の155から100分の170に改め、0.15か月引き上げる改正でございます。

この条例は公布の日から施行し、12月1日から適用するものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第24号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 第25号議案 平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）

第26号議案 平成26年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化  
センター特別会計補正予算（第2号）

○議長（海川正則君） 日程第8、第25号議案、平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）及び第26号議案、平成26年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。第25号議案、平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）及び第26号議案、平成26年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに一般会計の補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億225万8,000円を追加し、予算の総額を64億3,196万5,000円にいたそうとするものであります。

補正予算の概要であります。主に（仮称）仙南クリーンセンター整備事業に係るものであります。クリーンセンター整備に係る循環型社会形成推進交付金が東日本大震災復興特別会計予算から交付されることになり、これを受けて施工する事業の地方負担分は震災復興特別交付税として措置されることとなったものであります。

これにより1款、分担金及び負担金では震災復興特別交付税相当分の11億4,004万1,000円を追加し、併せて3款、国庫支出金で循環型社会形成推進交付金4億2,071万5,000円を追加する一方、9款、組合債で5億2,820万円を減額しております。

クリーンセンター以外に係る予算といたしましては、人事院勧告に準じた人件費に係る予算の補正、入札執行残の減額、その他年間必要経費の見直しを行い、歳入歳出予算の補正を行っております。

次に第2表、債務負担行為補正では、火葬業務委託料1億2,654万2,000円を追加しております。現在、白石斎苑と七ヶ宿斎苑及びあぶくま斎苑の火葬業務委託を行っておりますが、平成26年度で契約期間が満了となることから、新たに柴田斎苑及び川崎斎苑を加えて設定しようとするものであります。期間については、平成26年度から平成29年度までとし、平成26年度はゼロ債務としております。

次に第3表、地方債補正では、全体で5億2,890万円を減額しております。内訳については（仮称）仙南クリーンセンター整備事業で、地方負担額が震災復興特別交付税で措置されることとなりましたので、クリーンセンター分の地方債を5億2,820万円減額すると共に、し尿処理施設整備及び消防車両購入に係る地方債の補正を行うものであります。

次に仙南芸術文化センター特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ139万7,000円を減額し、予算の総額を1億9,928万円にいた

そうとするものであります。

補正の詳細については、担当課長より説明いたさせますのでよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 続いて詳細説明を求めます。水戸企画財政課長。

○企画財政課長（水戸卓司君） はい。それでは理事長の命によりまして、詳細説明をさせていただきます。

初めに一般会計補正予算（第2号）です。補正予算書の1ページの方をお開き願います。今回の補正予算ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億225万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億3,196万5,000円といたそうとするものでございます。補正予算書の10ページ、11ページお開き願います。

歳入の1款、分担金及び負担金です。1項1目の市町負担金で9億9,939万1,000円の追加となっております。今回の追加の要因といたしましては、（仮称）仙南クリーンセンター整備事業に震災復興特別交付税が措置されることから、11億4,004万1,000円を追加すると共に、市町負担金としては昨年度の実績確定に伴う実績割負担金の精算。消防費に係る基準財政需要額の確定に伴う精算。更に総務費負担金、民生費負担金を初めとする所属の減額に加え、（仮称）仙南クリーンセンター整備事業費の一般財源の減額によりまして、差し引き9億9,939万1,000円の追加補正となっております。

2目の東日本高速道路株式会社負担金では、高速自動車道救急業務に係る負担金ですが、救急隊1隊を維持する経費が引き下げられたことによりまして、81万5,000円を減額しております。12、13ページをお願いいたします。

2款、使用料及び手数料では、本年10月までの実績を反映し、2,300万5,000円の減額となっております。これは2項2目、衛生手数料でゴミ処理手数料をトータルで702万5,000円の増を見込んでおりますが、家庭ゴミ処理手数料での3,000万円の減が主なものです。家庭ゴミ処理手数料では、平成26年3月に消費税増税前の駆け込みと思われる需要があり、その反動かどうか4月から収入が伸びていないため減収を見込んだのが要因となっております。14、15ページをお願いいたします。

3款、国庫支出金では、4億2,036万8,000円を追加しております。主に（仮称）仙南クリーンセンター整備事業における循環型社会形成推進交付金の交付額の増額によるものでございます。

4款、県支出金では、白石消防署蔵王出張所、角田消防署丸森出張所に設置いたします太陽光発電装置設置工事費の確定により、その財源であります再生可能エネルギー等導入補助金216万円を減額しております。入札執行残分の減額でございます。16、17ページをお願いいたします。

5款、財産収入では3,837万2,000円を追加しております。追加となりましたのは、2項1目の不動産売払収入において（仮称）仙南クリーンセンター建設地における杉等

の立木の売払代として161万5,000円を追加しております。

2項2目、物品売払収入では3,647万8,000円を追加しております。主なものは、仙南リサイクルセンターにおける鉄類、アルミ等の売却単価増に伴う収入増と容器包装リサイクル協会からの再商品合理化入札拠出金の収入増による資源回収売払代3,549万2,000円の追加が主なものでございます。20、21ページをお願いいたします。

9款、組合債では、主に（仮称）仙南クリーンセンター整備事業で震災復興特別交付税が交付されることによりまして、今年度借入を予定しておりました地方債5億2,820万円は全額、減額すると共に、その他の起債対象事業において入札等により事業費が確定したことによりまして、全体で5億2,890万円の減額補正を行っております。

続きまして歳出予算の補正です。こちらにつきましては、年間所要額の過不足分を補正しております。主なところを性質別経費で御説明を申し上げますので、12月補正予算資料の方を御用意お願いいたします。

12月補正予算資料の10ページ、11ページをお願いします。

10ページの一番上から2行目の欄が性質別経費の合計額となっております。

まず人件費でございますが、人事異動や人勸に伴う補正を行っておりまして、全体で961万1,000円の減額補正となっております。組合全体といたしましての、人件費では人勸ベースで0.2パーセントの増。更に消防費におきまして、今年度上半期の災害発生により時間外勤務手当の所要額が944万1,000円の増となっておりますが、職員の早期退職等によりまして、961万1,000円の減となっております。

続きまして物件費では、1,299万5,000円の減でございます。総務費におきまして、理事視察研修の中止により、費用弁償や自動車借上料におきまして減額をいたしております。衛生費ですが、衛生各施設における減額分は、主に委託料の入札等契約残額の減額分でございます。物件費の中で追加となっておりますのは、右のページですけれども角田衛生センターでございまして、ごみ焼却の燃焼効率が悪いことから、助燃パーナーの灯油の使用量が増えたことにより追加補正となっております。消防費、教育費についても、入札等契約残分の減額となっております。これらによりまして、全体で1,299万5,000円の減額となっております。

続きまして補助費です。70万円を追加しております。主に柴田斎苑内における霊柩車への損害賠償、車両損害事故のための賠償金の追加によるものです。

維持補修費及び普通建設事業費では、それぞれ8万8,000円、658万9,000円の減額となっております。ほとんどが工事請負費、それから車両購入費等の発注残の減額によるものです。

公債費では、平成25年度債の借入利率の減によりまして、165万4,000円の減額補正を行っております。

積立金です。9億3,204万5,000円を追加してございます。これは、（仮称）仙南ク

リーンセンター整備事業において、平成 26 年度 10 パーセントの進捗事業費に対して 20 パーセント相当の資源循環型社会形成推進交付金が認められたことに伴いまして、11 億 4,004 万 1,000 円の震災復興特別交付税が交付されることから、平成 26 年度事業費に充当後の差引財源を一旦、組合財政調整基金へ積立をいたし、平成 27 年度の（仮称）仙南クリーンセンター整備事業費に充当するため追加となっているものでございます。

予備費では、歳入歳出予算調整のため 45 万円を追加してございます。以上が一般会計の歳出予算の主な補正内容でございます。

第 2 表、債務負担行為補正。それから第 3 表、地方債補正ですが、理事長の提案理由のとおりですので説明は省略をさせていただきます。

続きまして仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第 2 号）を御説明いたします。先程の平成 26 年度の予算書の方で説明をさせていただきますので、すいませんがもう一度、こちらの方を御用意お願いします。補正予算書の 65 ページをお願いします。

今回の仙南芸術文化センター特別会計の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 139 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 9,928 万円といたそうとするものでございます。70、71 ページをお願いします。

歳入予算では、1 款、事業収入で友の会会員の増によりまして 28 万 1,000 円を追加しております。

3 款、県支出金におきましては、再生可能エネルギー等導入補助金を減額しております。こちらは歳出における太陽光発電装置設置工事の入札執行残分の減額に併せ、減額するものです。72、73 ページをお願いします。

歳出予算では、1 款、仙南芸術文化センター費で 76 万 1,000 円を減額してございます。

2 節、給料、3 節、職員手当等につきましては、職員の人事異動によりましての増減でございます。74、75 ページをお願いします。

15 節、工事請負費では、太陽光発電装置設置工事に係ります入札執行残分といたしまして、146 万 4,000 円を減額しております。

予備費では、歳入歳出予算調整のため 63 万 6,000 円を減額しております。以上が特別会計 12 月補正予算でございます。

以上で第 25 号議案、第 26 号議案の詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○2 番（佐藤英雄君） はい。

○議長（海川正則君） 2 番、佐藤英雄君。

○2 番（佐藤英雄君） 予算書の 13 ページの家庭ごみ処理手数料、3,000 万円減額になっております。これは、仙南広域では減額になるんですけど、本来は良いことなのかと思ひ

ますが、要するにごみの量が減って手数料が減ったということで、良いことだと思うんですが、理事長はどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（海川正則君） 理事長。

○理事長（風間康静君） はい。お答え申し上げます。今、佐藤議員の方から話しありましたとおり、各市町がごみの減量化にしっかりと取り組んでいる成果が徐々にですが、出てきたと。私は喜ばしいことだろうというふうに思っております。以上でございます。

○議長（海川正則君） 他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第25号議案、平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

これより第26号議案、平成26年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

---

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第224回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。大変、御苦勞様でした。

午前11時3分 閉会